

新型インフルエンザ対策における日中韓協力について

平成 20 年度までの経緯

- 平成 19 年 4 月 韓国・ソウルで第一回日中韓三国保健大臣会合を開催し、「新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書」に署名。具体的な活動として、ワーキンググループの設置、机上訓練の実施、情報・技術の共有、専門家の交流、政府高官による年次会合の開催等を実施することとした。
- 平成 20 年 10 月 韓国・ソウルで共同机上訓練を実施。新型インフルエンザ対策において連携の必要な分野及び可能な分野について議論を行った。
- 平成 20 年 11 月 中国・北京で第二回日中韓三国保健大臣会合を開催。机上訓練の結果に基づき、新型インフルエンザ対策における共同対応のための共同行動計画を採択し、各国の情報共有の体制構築、共働訓練の継続実施等を確認した。
- 平成 20 年 12 月 日本・福岡で日中韓首脳会談を開催し、共同行動計画に基づき引き続き連携していくことを含む行動計画を策定した。
- 平成 21 年 3 月 日本・福岡で WPRO/厚生労働省共催ワークショップを開催し、対応体制の強化を図った。

平成 21 年度の取組

- 平成 21 年 4 月以降の新型インフルエンザ A (H1N1) の発生を受け、情報共有拠点（フォーカルポイント）を通して疫学情報や検査情報、対応策の緊密な情報共有を実施した。
- 平成 21 年 9 月 フィリピン・マニラでワークショップを実施。各国のサーベイランス体制及び感染状況について情報交換を行い、体制の維持・強化、情報交換の重要性を確認した。
- 平成 21 年 11 月 日本・東京で第三回日中韓三国保健大臣会合を開催し、共同声明を採択。引き続き、各国の対応状況や検査情報等の情報共有を行い、国際機関やアジア・太平洋諸国とも連携しつつ、協力を続ける重要性を確認した。
- 平成 22 年 3 月（予定） 韓国・ソウルで新型インフルエンザ A (H1N1) 評価に関する日中韓セミナーを開催し、第三回日中韓三国保健大臣会合のフォローアップとして、長期的な日中韓協力分野の拡大、及び合同評価を通じた 3 国間の新型インフルエンザ対策の向上及び総括について協議する予定。

平成21年11月6日
経済産業省
原子力安全・保安院

平成21年度原子力総合防災訓練の実施について

原子力施設において、万一放射性物質が環境に大量に放出されるなどの緊急事態が発生した場合、原子力災害対策特別措置法に基づいて、国、地方自治体、事業者が一体となって、周辺住民の安全確保等のための応急対策を講じることとされています。

本訓練は、同法第13条等に基づき、こうした緊急事態対応の訓練を行うものであり、今年度は茨城県の日本原子力発電株式会社東海第二発電所における緊急事態を想定した訓練を12月21日(月)及び22日(火)の2日間実施します。

1. 今年度の実施日

平成21年12月21日(月)・22日(火)

2. 訓練対象施設

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

3. 参加機関等

政府機関： 経済産業省、内閣官房、内閣府、文部科学省 等

自治体： 茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市

事業者： 日本原子力発電株式会社

関係機関： (独)原子力安全基盤機構、(独)放射線医学総合研究所、
(独)日本原子力研究開発機構、(財)原子力安全技術センター 等

4. 実施場所

東京都： 総理大臣官邸、経済産業省原子力安全・保安院 等

茨城県： 茨城県原子力オフサイトセンター、茨城県庁、東海村役場、各市役所、日本原子力発電株式会社 東海第二発電所等

5. 主要な実施内容

(1) 訓練想定

日本原子力発電株式会社東海第二発電所において、原子炉を冷却する水が漏えいし、原子炉を停止。その後、非常用炉心冷却設備等が動作するものの、相次ぐ故障により原子炉の全ての冷却機能が喪失し、最終的に放射性物質が外部に放出されるに至る事態を想定する。

(2) 実施項目

- ・ 経済産業省警戒本部の設置などの初動対応訓練
- ・ 内閣総理大臣による緊急事態宣言発出、政府原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置などに係る訓練
- ・ 住民避難などの緊急事態応急対策に係る訓練
- ・ 緊急事態の解除に係る訓練

(3) 本年度の特徴

- ・ 自家用車を使用した住民避難の実施
- ・ 茨城県地域防災計画に基づく「避難計画の基本型」を活用した防護区域設定の訓練
- ・ 訓練全体を対象とした外部評価の導入
- ・ JCO臨界事故から10年目で初めての茨城県開催

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力防災課：常泉、甲斐

電話：03-3501-1511（内線4911～7）

電話：03-3501-1637（直通）

平成21年11月2日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

国民保護に係る訓練の実施について

平成21年度に国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練として11月10日（火）に実施する東京都の図上訓練の主要な訓練項目及び参加機関等が決定しましたのでお知らせします。

1 実施日時

平成21年11月10日（火） 10:45～17:00

2 訓練実施場所

東京都庁、首相官邸

（※訓練は非公開で行いますので、当日の取材はご遠慮ください。）

3 想定

東京都内の大規模集客施設で生物剤（炭疽菌）が散布され、多数の観客が感染する事案が発生。

4 主な訓練項目

- (1) 首相官邸と東京都との情報伝達訓練
- (2) 政府現地対策本部の設置・運営訓練
- (3) 東京都及び関係区による緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (4) 緊急対処事態発生時の東京都の初動措置（情報収集・報告・各機関との連携）訓練
- (5) 事態認定以降における各対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び緊急対処保護措置に向けた必要な対処訓練
- (6) 東京都対策本部から関係機関等への情報伝達訓練

5 参加機関

内閣官房、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、東京都、警視庁、東京消防庁、関係区、首都高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都内全区市町村（※情報伝達訓練に参加）

【問い合わせ先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付 内閣参事官 福浦 裕介

電話 03-3581-3462

平成21年11月13日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

平成21年度兵庫県国民保護共同実動訓練について

1. 日時

平成21年11月30日（月）9：30～13：00

2. 場所

神戸市内各施設、兵庫県庁、首相官邸 等

3. 参加機関

政府、兵庫県、神戸市、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、
医療機関 等

4. 特徴（初めて実施する事項等）

- 今年度最大の国民保護実動訓練
- 除染前医療の試験的实施
- 複数の医療機関による被災者受入訓練
- 災害発生時のメンタルヘルスへの配慮
- 訓練前に国民保護研修会を訓練開催地（兵庫県）で実施
- 外部専門家による評価委員会の設置

問い合わせ先

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

内閣参事官 福浦 裕介

内閣事務官 堀川 佳紀

TEL 03-3581-3462